

## 教育政策会議設置要綱

### (目的)

第1条 本県における教育行政の運営上の重要事項を審議するため、教育政策会議(以下「政策会議」という。)を置く。

### (構成)

第2条 政策会議は、教育長、副教育長、教育総務部長、県立学校部長、市町村支援部長、教育総務部副部長、県立学校部副部長、市町村支援部副部長、総合教育センター所長、総務課長、財務課長、教育政策課長及び教育長がその都度指名する者をもって構成する。

### (政策会議)

第3条 教育長は、政策会議を招集し、政策会議の議長となる。

### (庶務)

第4条 政策会議の庶務は、教育政策課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、政策会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県教育局企画委員会規程(昭和61年4月1日施行)は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。